

仕様書

航空タービン燃料油1号買入（石垣空港・宮古空港） （令和8年5月から令和9年3月）（単価契約）

第十一管区海上保安本部

1. 品目・規格・予定数量

品目	規格	単位	予定数量	備考
航空タービン燃料油1号	JetA-1	L	861,000	地下燃料タンク
航空タービン燃料油1号	JetA-1	L	110,000	当庁航空機

※石油連盟の発行する共同利用貯油施設向け統一規格の最新版に適合したもの又はJIS規格に適合するもの。

2. 納入期間

令和8年5月1日～令和9年3月31日

3. 納入場所

- （1）第十一管区海上保安本部石垣航空基地地下航空燃料タンク
- （2）石垣空港及び宮古空港における海上保安庁所属航空機

4. 納入方法

上記2の期間内に、当庁の連絡を受けた都度、指示された所要量を以下の場所に給油すること。

- （1）レフューラー車等により石垣航空基地の地下埋設航空燃料タンクに給油すること。
- （2）レフューラー車等により速やかに当庁航空機へ直接給油すること。

5. 納入検査等

- （1）航空機への給油に際し、当庁担当職員の実施する検査に合格すること。検査方法はウォーターディテクターによる水分混入検査とする。
- （2）定期的に航空燃料備蓄設備及び給油設備等の検査報告書を提出すること。また、毎回搭載する航空燃料の検査成績書を提出すること。
- （3）搭載予定燃料が検査に合格しない場合は直ちに取替えを行うこと。
- （4）給油に際し、消防法等関連法規を遵守すること。

6. 支払い

代金の請求については、検査職員の検査完了後、1ヵ月分を取り纏めのうえ請求するものとし、代金の支払いは、請求に基づき行うものとする。

7. その他

- （1）上記1の数量は搭載の予定を示したものであり、増減を生じる場合でも異議の申立をしないこと。
- （2）本契約は単価契約とし、1リットルあたりの単価として取り扱う。

- (3) 本作業に際して、作業に必要な資機材等は、請負者の負担とする。
- (4) 燃料油の数量、納入日時及び納入場所の変更、若しくは取り止めがあった場合は、これに応じること。
- (5) 契約履行にあたり疑義が生じた場合には、担当官と協議し指示に従うこと。
- (6) 本作業に際し、請負者側の責任において生じた損害は、請負者とその賠償の責を負うものとする。
- (7) 夜間（17:00～08:30の間）及び休日の積込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。休日とは、「行政機関の休日に関する法律」に定める日とする。
- (8) 詳細については、第十一管区海上保安本部入札・見積り者心得による。